

I 学校医とともに行う学校保健活動

1 学校医とその職務

学校には学校医を置くことが学校保健安全法第23条第1項で規定されており、その選任に当たっては、医師のうちから任命し、又は委嘱するものとされている。

学校医は、学校の保健関係専門職員であり、公立学校では、地方公務員法上一般には非常勤の嘱託員の性格を有する特別職である。

なお、国立学校の学校医は非常勤職でも国家公務員法上一般職に属する。

学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定された、学校における保健管理において重要な職務を執行する。

(1) 基本法令

<学校保健安全法>

(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

<学校保健安全法施行規則>

(学校医の職務執行の準則)

第22条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校保健計画^{※1}及び学校安全計画^{※2}の立案に参加すること。

二 学校の環境衛生の維持及び改善^{※3}に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

三 法第8条の健康相談^{※4}に従事すること。

四 法第9条の保健指導^{※5}に従事すること。

五 法第13条の健康診断^{※6}に従事すること。

六 法第14条の疾病の予防処置^{※7}に従事すること。

七 法第2章第4節の感染症の予防^{※8}に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九 市町教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第11条の健康診断^{※9}又は法第15条第1項の健康診断に従事すること。

十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導^{※10}に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿^{※11}に記入して校長に提出するものとする。

※1 p. 4 参照

※2 p. 8 参照

※3 p. 14 参照

※4 p. 63 参照

※5 p. 61 参照

※6 p. 18 参照

※7 p. 70 参照

※8 p. 67 参照

※9 p. 21 参照

※10 p. 2, 70 以降参照

※11 p. 3 参照

(2) 学校医の職務内容

- ① 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- ② 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- ③ 健康相談に従事すること。
- ④ 保健指導に従事すること。
- ⑤ 健康診断に従事すること。
- ⑥ 疾病の予防処置に従事すること。
- ⑦ 感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- ⑧ 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- ⑨ 市町教育委員会又は学校の設置者の求めにより、就学時の健康診断又は職員の健康診断に従事すること。
- ⑩ 必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

(3) 学校保健委員会と地域学校保健委員会

学校には、「学校保健委員会」を設置し、学校における健康の問題を研究協議する。

① 学校保健委員会を設ける根拠

<昭和 33 年 6 月 16 日付文部省体育局長通達>

「学校保健法および同法施行等の施行にともなう実施基準について」

法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催およびその活動の計画なども（学校保健計画の中に）含むものであって、年間計画および月間計画を立てこれを実施すべきものである。

<昭和 47 年 12 月 20 日付文部省保健体育審議会答申>

学校における健康の問題を研究協議し、それを推進するための学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である。

<平成 9 年 9 月の保健体育審議会答申>

学校における健康の問題を研究・協議する組織である学校保健委員会について、学校における健康教育の推進の観点から、運営の強化を図ることが必要である。その際、校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るとともに、家庭・地域社会の教育力を充実する観点から、学校と家庭・地域社会を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させる必要がある。

さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもの健康問題の協議等を行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である。

<平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申>

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」

3 学校、家庭、地域社会の連携の推進

(1) 学校保健委員会

- ① 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健

関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

- ② **学校保健委員会**については、昭和 33 年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和 47 年の保健体育審議会答申においても、「**学校保健委員会**の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要得である」と提言されているが、平成 17 年度の**学校保健委員会**の設置率は、小学校 81.9%、中学校 78.6%、高等学校 76.7%にとどまっている。また、設置されていても開催されていない学校や、年 1 回のみの開催が多く、充実した議論が行われていないなど質的な課題がある。

- ③ **学校保健委員会**を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、学校において、**学校保健委員会**の位置付けを明確にし、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校において適切な監視の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある。

(4) 学校医執務記録簿

学校医は職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入し、校長に提出する。

学校医執務記録簿は、学校教育法施行規則第 28 条に位置づけられている、学校において備えなければならない表簿であり、5 年間保存しなければならない。

なお、定められた様式はなく、各教育委員会又は学校が作成した様式を用いる。

執務記録は、執務日ごとに記入する。1 日のうちで執務が数種にわたる時でも、1 枚にまとめて記入する。

「執務時間」には、事前の打ち合わせや事後指導の時間なども含める。

「執務内容」には、検診等を受けた児童生徒数や専門医受診を指示した人数等を記入

「指導事項」には、未受診の児童生徒の対応や事後措置等について、指導した内容を記入

学校医執務記録簿											
学校長印		学校医印									
執務日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日)									
執務時間		(白) 午前 午後 1 時 00 分から (至) 午前 午後 3 時 15 分まで									
執務事項	学校保健計画の立案に参与 学校環境衛生の維持改善	健康診断				健康相談に従事	保健指導に従事	感染症予防の指導、助言、処置	救急処置	保健管理専門的事項の指導	学校保健委員会・地域学校保健委員会出席
		内科検診 (1・2・3学年)	耳鼻科検診 (学年)	眼科検診 (学年)	歯科検診 (学年)						
執務内容		○									
指導事項		・内科検診・結核検診・運動器検診 検診所要時間 120 分 (保健室にて実施) ・1、2、3 年生 (男女別) 118 名実施 (未受診者 1 名) ・結核健康診断問診票からの調査票記入該当児 3 名 精密検査不要 ・運動器検診問診票から 要指導 6 名 要精検 13 名 ・腎臓異常 (問診票と視診から) 1 名 ・栄養状態 肥満度 30% 以上 6 名 ・アトピー性皮膚炎 5 名									
		・心疾患を含めて、健康状態で特に心配な児童はなし ・栄養状態で肥満傾向児には家庭通知をし、保護者の同意を得た上で、学校で指導する。50% 以上の高度肥満は、医療機関を受診させる。 ・四肢の状態については整形外科の専門医を受診させる。 ・保健調査票から 1 年生に腹痛を訴える児童が多い状態については、自律神経失調症の疑いがあるため、午前中不調、バス酔いなどの状態を把握し対処する。 ・未受診者は、保護者引率により実施する。									

【小学校の記入例】

(5) 学校保健計画

学校保健計画は児童生徒及び職員の心身の健康課題を解決し、健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画で、年度の重点目標を立て評価・改善をしていくものである。この立案、運営に際しては、学校医の積極的な参加が望ましい。

＜学校保健安全法＞

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(6) 学校保健計画の内容

学校保健計画には「児童生徒等及び職員の健康診断」「環境衛生検査」「児童生徒等に対する指導に関する事項」「その他保健に関する事項」を盛り込む。特に「児童生徒等に対する指導に関する事項」は平成21年4月1日に学校保健法から学校保健安全法に改正時に新たに盛り込まれた内容であり、保健教育の充実が求められている。

また、『保健管理』『保健教育』『保健組織活動』の各領域の活動との関連を図る。

① 保健管理に関する事項

- 1) 健康相談
- 2) 健康観察
- 3) 保健調査
- 4) 健康診断及び事後措置
- 5) 感染症及び食中毒の予防
- 6) 定期及び日常の環境衛生検査
- 7) その他必要な事項

② 保健教育に関する事項

- 1) 保健学習
 - ・体育科・保健体育科の保健に関する学習
 - ・関連教科における保健に関する学習
- 2) 保健指導
 - ア 集団の保健指導
 - ・特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事、児童生徒会活動等）における保健に関する指導
 - イ 教科外の関連する教育や活動
 - ・道徳教育
 - ・総合的な学習の時間
 - ウ 個別の保健指導
- 3) その他必要な事項

③ 保健組織活動に関する事項

- 1) 学校内における組織活動（職員保健部等）
- 2) 学校保健委員会（地域学校保健委員会）
- 3) 家庭・地域社会との連携
- 4) その他必要な事項

学校保健全体計画【中学校の例】

本校生徒の実態
・明るく活動的である。 ・協調性があり団結力がある。 ・表現力がやや弱い。
保護者の願い
・心身ともに健康な生徒 ・何事にも努力できる生徒 ・気配りのできる生徒
教師の願い
・自他の心身を大切にする生徒 ・困難を乗り越えられる力のある生徒 ・夢に向かって努力できる生徒 ・ルールやマナーを大切にする生徒

中学校区の学校
・小学校入学から中学校卒業・進路の実現までの9年間の学校教育を、かかわる教職員の思いと責任を共有し連携をして、児童生徒のそれぞれの発達段階に応じた一貫性のある教育や指導を継続的に実践する。

各教科
国語
・文学教材を通して人間愛や人間尊重の精神を養う。
社会
・生活様式や生活感が健康保健にどのような影響を与えているかを理解する。
数学
・統計的な処理能力を高め、保健についての実態を把握する能力を養う。
理科
・科学的な知識を深め、健康や生命尊重についての理解を高める。
音楽
・表現や鑑賞を通して豊かな情操を養う。
美術
・表現や鑑賞を通して造形的な良さや美的感覚を育てる。
保健体育
・体の発達を中心に健康を保持増進する態度を養う。また、精神の発達や社会生活と健康の関連を理解し、健全な判断や行動がとれる能力を養う。
技家
・生活の知識、技術の習得を通して、日常生活と健康についての理解を深める。
外国語
・外国の生活様式を理解し、健康で安全に行動できる態度を養う。

学校教育目標
人間尊重の精神を基盤として、知・徳・体の調和のとれた高い知識と豊かな心を持ち、たくましい人間を育成する。 ①自ら学ぶ生徒 ②心豊かな生徒 ③たくましい生徒

学校保健の重点目標
心身ともに健康な状態を保持するために、一人一人の健康状態の把握に努め、個に応じた指導を行う。また、自分の体に関心をもち、健康的な生活習慣づくりができるように支援する。 ①自ら学ぶ生徒 自分の体に目を向け、自ら進んで自己管理や健康の保持増進に努めさせる。 ②心豊かな生徒 互いに助けあい、健康で安全な生活が送れるように支援する。 ③たくましい生徒 一人一人の体力の増強を図る。

本年度の指導方針
①日常の健康観察を徹底し、疾病異常のある生徒の早期発見と処置にあたる。 ②健康診断と事後措置の徹底を図る。 ③必要に応じて健康相談を実施し、周囲と連携しながら対応にあたる。 ④様々な健康問題に関心をもち、健康な生活習慣づくりができる能力を育てる。 ⑤年度末には学校保健計画についての評価を行い、次年度へ向けての改善点を確認する。

本年度の努力点
①朝の健康観察を集計し、欠席者情報収集システムの入力を行い、得られた地域の情報を適切に提供する。学区内の小学校と連絡を取り合い情報を共有する。また、疾病を有する生徒について全職員で共通理解を図る。 ②健康診断の事後措置については地域内の学校と連携し、受診勧告を出す。 ③保健室来室状況について学期末ごとに家庭に連絡をする。 ④生徒保健体育委員会を活性化させる。また、ハンカチ、ティッシュの持参、爪を切る、感染症流行期にマスクをつけるなどの基本的な生活習慣を身につけさせる。 ⑤中学生期の心身の発達や男女の特性について理解を深め、心身の健康づくりができる能力を育てる。

家庭及び地域社会との連携
家庭訪問や保護者会、各種学校便りなどを通して、学校保健について働きかけをし、保護者に対する啓発を深める。

国・県・市
・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校教育法施行規則 ・中学校学習指導要領 ・栃木県教育振興基本計画2020（教育ビジョンとちぎ） ・〇〇〇〇人づくりビジョン（〇〇〇〇っこ未来ビジョン） ・〇〇〇〇市学校教育推進計画（〇〇〇〇“いきいき学校”プラン） ・〇〇〇〇市学校教育スタンダード ・学校教育制度基本計画（〇〇〇〇っこはぐくみ未来プラン） ・特別支援教育基本計画（〇〇〇〇子どもかがやきプラン）

道徳	命を尊び、心豊かによりよく生きようとする生徒を育てる。
学習の総合的な時間	身近な生活の中から、自分の課題を設定し、友達や教師と関わり、学習を進めることにより「生きる力」を養う。
学級活動	心身の健康についての理解を深め、個性の伸張と健全な生活態度を養う。
生徒会活動	生徒が自発的、時事的な活動を展開し、積極的に健康で安全な学校生活を送る態度や習慣を養う。
学校行事	体験的な活動を通して心身の健全な発達や健康保持・増進などについての理解を深め、集団生活に必要な基本的行動様式を身につける。
キャリア教育	・将来に対する夢や希望をもち、目標に向かって努力する態度を身につける。 ・自己理解を図り、よりよい進路選択ができる力を身に付けさせる。
生徒指導	・相手の立場を考え、思いやりの気持ちをもって励まし合い、助け合える生徒の育成を図る。 ・規則正しく学校生活を送り、諸活動に取り組むことができる生徒の育成を図る。

学校環境
・学校生活が、安全かつ快適に営まれているか留意する。 ・教師と生徒及び生徒相互の人間関係の円滑化を図る。

学校保健年間活動計画【中学校の例】

月	重点目標	主な学校行事	保健管理	
			対人管理	対物管理
4	健康診断をきちんと受けよう	心肺蘇生法講習 入学式 心臓検診 身体計測 眼科検診	定期健康診断の計画と実施 保健調査 緊急連絡カード	保健室の整備 施設設備の点検 日常点検 (教室、飲料水・排水、水泳プール)
5	自分の身体を知ろう	内科検診 歯科検診 春季地区大会 宿泊学習	定期健康診断の実施と事後措置	教室内空気検査 日常点検
6	歯の健康を考えよう	耳鼻科検診 体育祭 修学旅行 春季県大会	定期健康診断の実施と事後措置	飲料水、プール水の水質検査 日常点検
7	夏の健康管理を心がけよう	総体地区大会 総体県大会	定期健康診断有所見者への精密検査受診指導	プール水の水質検査 貯水槽点検 日常点検 大掃除
8	夏の健康管理を心がけよう	期末テスト		給食室害虫駆除 大掃除
9	規則正しい生活をしよう	生徒会選挙 新人地区大会	夏休みの生活の反省 疾病治療状況調査 健康相談	教室内空気検査 カーテン整備 日常点検
10	目の健康を考えよう	1学期終業式 2学期始業式 新人県大会	目の健康、正しい姿勢 健康相談	教室内空気検査 教室の照度測定 カーテン、黒板の点検 日常点検
11	体力増進に努めよう	中間テスト 文化祭 進路相談 職場体験 学校保健・給食委員会	かぜ、インフルエンザの予防対策	日常点検 加湿器の配布
12	冬の健康管理を心がけよう		かぜ、インフルエンザの予防対策 健康相談	教室内空気検査 日常点検 大掃除
1	かぜ、インフルエンザの予防に努めよう	進路教育相談 スキー教室	かぜ、インフルエンザの予防対策 健康観察強化 健康相談	日常点検 大掃除
2	心の健康を考えよう	学年末テスト 3年生を送る会	かぜ、インフルエンザの予防対策 健康観察強化 健康相談	日常点検
3	1年間の健康生活を反省しよう	県立高校入試 卒業式 修了式	保健室利用状況の集計 本年度の反省と評価 次年度の計画作成	日常点検 大掃除 加湿器の回収

保健教育			組織活動	月
保健学習・関連教科	保健指導	道徳・学習活動(食育)		
心身の発達と心の健康(1年)保 健康と環境(2年)保 健康な生活と病気の予防(3年)保 健康と食生活(2年)家	定期健康診断の意義、 事前指導 給食時の衛生 保健室の利用	給食の決まりを守ろう	職員研修 (心肺蘇生法) 保健体育委員会活動計画	4
心身の発達と心の健康(1年)保 健康と環境(2年)保 健康な生活と病気の予防(3年)保 宿泊学習に関わる健康安全(1年)総 植物の生活と種類(1年)理	定期健康診断の事前 事後指導 喫煙と健康(世界禁煙デー) 宿泊学習に向けた健康指導(1年) 修学旅行に向けた健康指導(3年)	生命の尊重(1年) 協力して食べよう	保健体育委員会 校内のポスター 給食後の歯みがき 手洗い場の石鹸補充	5
心身の発達と心の健康(1年)保 健康と環境(2年)保 修学旅行に関わる健康安全(3年)総 血液の循環(2年)理 生物の増え方と遺伝(3年)理	定期健康診断の事前 事後指導 健康な生活習慣(2年) 歯の健康について 梅雨期の健康生活	家族愛(1・2年) 健全な異性観(3年) 衛生に気をつけよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき 体育祭への協力	6
福祉教育講座(2年)総 幼児の生活と遊び(3年)家	夏休みの計画と過ごし方(全学年) 薬物乱用防止教室 疾病の早期治療 熱中症の予防	生命尊重(3年) 暑さに負けない食生活をしよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき 小中一貫教育養教分科会	7
			小中一貫教育養教分科会	8
健康な生活と病気の予防(3年)保 動物の仲間(2年)理 幼児とのふれあい(3年)家	基本的な生活習慣の確立	生命尊重(2年) 家族愛(3年) 和やかな会食をしよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき	9
健康と環境(2年) 健康な生活と病気の予防(3年)保 家庭生活と消費(1年)家	目の健康について	男女の人格尊重(1・2年) 和食を見直し良さを知ろう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき	10
傷害の防止(2年) 健康な生活と病気の予防(3年)保 社会体験学習に関わる健康安全(2年)総 健康安全な住まい(1年)家	お弁当の日に向けて(1年) 偏りのない食生活(2年) 心と体を健康に(2年) 健全な生活(3年)	生命尊重(2・3年) 食事のマナーを身につけよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき 学校保健・給食委員会 学校職員安全衛生委員会	11
傷害の防止(2年)保	かぜ、インフルエンザ 予防対策 冬休みの生活	抵抗力を高める 食生活を考えよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき かぜ、インフルエンザの予防	12
心身の発達と心の健康(1年)保 衣生活又は住生活についての課題実践(1年)家	スキー教室に向けた健康指導(2年) 自分をコントロールする(3年) 明るい交際(3年) かぜ、インフルエンザ 予防対策、冬の健康	生命尊重(1年) 給食に感謝しよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき かぜ、インフルエンザの予防	1
心身の発達と心の健康(1年)保	私たちの体(1年) 食生活を見直そう(3年) 心の健康を考えよう	生命尊重(2年) 自分の食生活を振り返ろう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき かぜ、インフルエンザの予防 小中一貫教育養教分科会	2
心身の発達と心の健康(1年)保 食生活についての課題と実践(2年)家	自分の健康生活を反省しよう	一年間の給食の反省をしよう	保健体育委員会 手洗い場の石鹸補充 給食後の歯みがき	3

(7) 学校安全計画

学校は、児童生徒が安心して教育活動を展開できる場としなければならない。そのため、学校における危機管理体制の充実を図ることが求められており、学校には、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の作成が義務づけられている。

学校安全計画は、「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災）」に対応した安全に関する総合的な基本計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、立案、運営に際しては、学校医の積極的な参加が望ましい。

<学校保健安全法>

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(8) 学校安全計画の内容

学校安全計画には「学校の施設設備の安全点検」「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導」「教職員に対する研修に関する事項」などを盛り込む。

① 学校の施設設備の安全点検

校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などの発生、近年の地震や竜巻、豪雨から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認と必要により補修、修繕等の改善措置を講ずること。

② 児童生徒等に対する通学路を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導

児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的とし、安全管理と一体的に取り組むことが重要である。

③ 教職員に対する研修に関する事項

学校安全に関する取組が、すべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、これまでに作成されている参考資料等の活用、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努めること。

(9) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

学校において危険等が発生した際に職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。不審者の侵入や防災をはじめ各学校の実情に応じたものにすることが重要である。

<学校保健安全法>

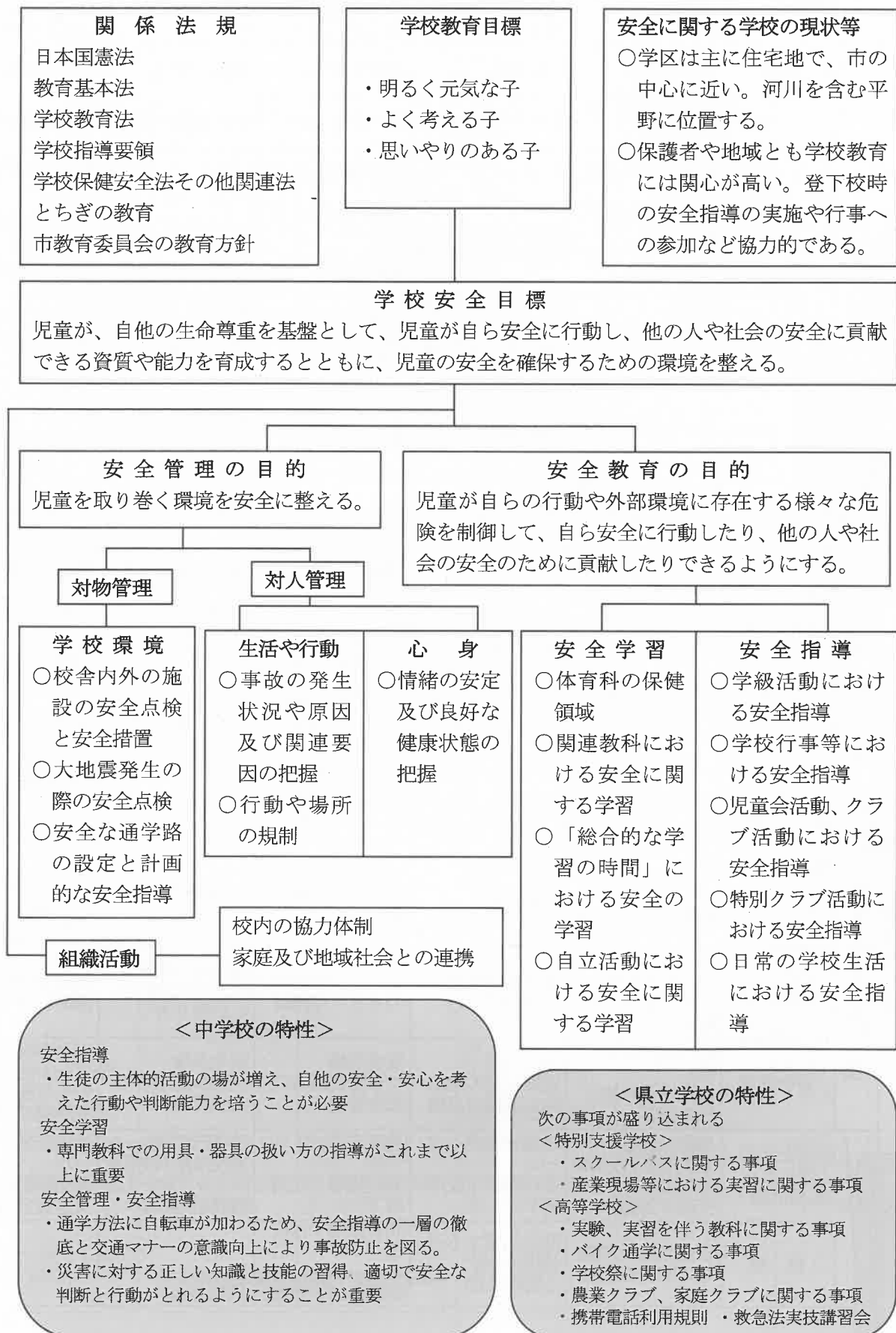
（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危機等発生時対処要領」という）を作成するものとする。

2 校長は、危機等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

学校安全全体計画 【小学校の例】



学校安全年間計画【小学校の例】

月		4	5	6	7・8	9
項目		4	5	6	7・8	9
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	雨の日を安全に過ごそう	水の事故に気を付けよう	けがをしないようにしよう
道徳		規則尊重	生命尊重	思いやり	勤勉・努力	礼儀・愛校心
安全	安全学習	生活	遊具の正しい使い方	校外学習の安全	校外学習の安全	校外学習の安全
		社会	校外学習の安全	校外学習の安全	校外学習の安全	校外学習の安全
		理科	野外観察の安全 虫めがね、アルコールランプ等実験器具の使い方	安全な火の始末 顕微鏡の使い方	虫めがねの使い方 カッターナイフの使い方 顕微鏡の使い方	虫めがねの使い方 顕微鏡の使い方
		図工	はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	はさみ、接着剤、針金、竹ひご、角材、板材、釘、糸のこぎりの安全な使い方	角材、板材、釘、電動糸のこぎりの安全な使い方	接着剤、はさみ、小石、カッターナイフ、枝木の安全な使い方
		家庭	針、はさみの使い方	ガスコンロ、包丁、調理器具の安全な使い方	裁縫用具の安全な使い方	裁縫用具の安全な使い方
		体育	固定施設での安全な運動、遊び	鉄棒、ハードルの安全	マット、ゲーム、水泳の安全	水泳、マット、ハードル、跳び箱の安全
		総合的な学習の時間	地域を探索しよう 情報モラル	地域を探索しよう 情報モラル	地域を探索しよう 情報モラル	地域を探索しよう 情報モラル
	安全指導	学級活動	安全な登下校	遠足の約束 おかしもの約束 学校の行き帰り (1年) 自転車に乗るとき (3年)	安全な雨の日の過ごし方 防犯教室(1年) 情報モラル教室(5年)	落雷の危険 夏休みの安全な過ごし方 宿泊学習を安全に(5年)
		児童会活動等			1年生歓迎集会	
		主な学校行事等	入学式 健康診断	避難訓練 遠足 健康診断 運動会	プール開き 引き渡し訓練 健康診断	プール納め 宿泊学習 健康診断
教育	安全管理	対人管理	通学班確認と安全な通学の仕方 生活のきまりの設定	固定施設遊具の安全な使い方	プールでの安全のきまりの確認	道路での交通安全と自転車の正しい乗り方
		対物管理	通学路の安全点検 校内安全点検方法の確認	安全点検 避難経路の確認 防災設備の点検	安全点検 プール使用時の安全管理	安全点検 プール使用時の安全管理
	学校安全に関する組織活動	学校安全に関する組織活動	地域安全パトロール 登校指導下校指導 巡回指導 交通安全運動	地域安全パトロール 登校指導下校指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導 ストップマークの設置巡回指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導 交通安全運動
		研修	安全点検の方法等に関する研修	防災に関する研修(訓練時) 心肺蘇生法	防犯に関する研修	

高校
実験学習を伴う教科に関する事項
農業クラブ・家庭クラブに関する事項

中学校では、薬品や器具を用いる教科(理科以外に専門教科技術・家庭・美術・体育)での用具・器具の扱い方の指導がこれまでに重要になる。

特別支援学校
産業現場等における実習に関する事項

中学校
自転車通学に関する事項

安全管理

高校
バイク通学に関する事項
携帯電話利用規則

高校 学校祭に関すること

高校 学校祭

高校 救急法実技講習会

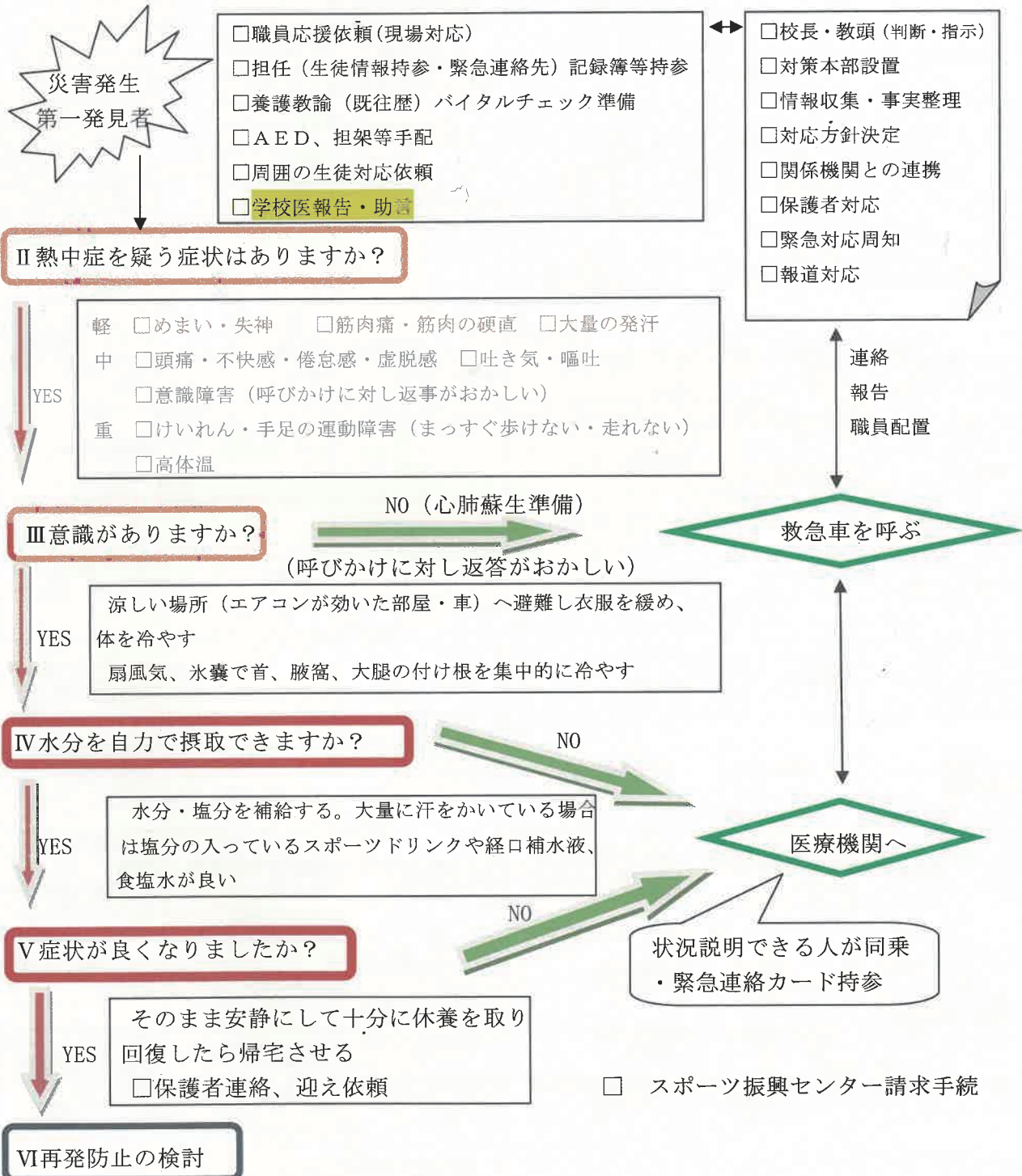
10	11	12	1	2	3
廊下や階段を正しく歩こう	安全に生活しよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全生活の反省をしよう
協力・協労	思いやり 協力、協労	信頼、友情	生命尊重 規則の尊重 公徳心	節度・節制 家族愛	尊敬 感謝 愛校心
校外学習の安全	竹ひご、つまようじの使い方	はさみの使い方	昔の遊びの安全な行い方	包丁の安全な使い方	
かまの安全な使い方		校外学習の安全	校外学習の安全		
アルコールランプ等実験器具の安全な使い方 虫めがねの使い方	アルコールランプ等実験器具の安全な使い方		アルコールランプ等実験器具や薬品の安全な使い方	アルコールランプ等実験器具の安全な使い方	アルコールランプ等実験器具の安全な使い方
接着剤、自然材料、カッターナイフ、金づち、釘、角材、ペンチの安全な使い方	はさみ、接着剤、彫刻刀の安全な使い方	カッターナイフ、金切りばさみ、きり、釘、金属の安全な使い方	はさみ、接着剤、竹ひご、カッターナイフ、彫刻刀の安全な使い方	カッターナイフ、目打ちの安全な使い方	カッターナイフ、ペンチ、目打ち、角材、針金、電動糸のこぎりの安全な使い方
ミシン、裁縫用具、アイロン、ガスコンロ、包丁、調理器具の安全な使い方	ガスコンロ、包丁の安全な使い方	ガスコンロ、包丁の安全な使い方			
マット、跳び箱、ハードル、鉄棒、幅跳びの安全	マット、跳び箱、平均台、高跳びの安全	ゲームの安全	マット、跳び箱の安全	跳び箱、ゲームの安全	マット、跳び箱、平均台、ゲームの安全
話を聞こう、体験しよう 情報モラル	話を聞こう、体験しよう 情報モラル	話を聞こう、体験しよう 情報モラル			情報モラル
災害から身を守ろう すばらしい命 (6年)		だいじな体 (2年) 冬休みの安全な過ごし方	寒い日の過ごし方	さそいよにのらない (1年)	3. 11を振り返って防災について話し合おう
	児童集会				6年生との思い出を作る会
避難訓練 体位測定	修学旅行	学習発表会	避難訓練		新通学班確認 お別れ朝会 卒業式
災害時の身の安全の守り方	廊下や階段の歩き方	帰宅時刻と自転車の乗り方の確認	災害時の身の安全の守り方	凍結路や雪道の歩き方	1年間の反省と評価 災害時の身の安全の守り方
安全点検 防災用具の確認と点検 避難経路の確認	安全点検	安全点検	安全点検 防災用具の確認と点検 避難経路の確認	安全点検	安全点検の評価・反省
地域安全パトロール 登校指導下校指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導 火災予防運動	地域安全パトロール 登校指導下校指導 巡回指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導 巡回指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導	地域安全パトロール 登校指導下校指導 巡回指導 火災予防運動
防災に関する研修(訓練時)			防災に関する研修(訓練時)		

危機管理マニュアル（熱中症）【高等学校の例】

I 予防

- ☐ 授業や学校行事、部活動実施に当たり、「環境省 熱中症予防情報サイト」等の情報を収集し事故防止に努める。
- ☐ 健康観察の徹底（個人差や体調により暑さに対する耐性が違う）
- ☐ 休憩、水分（塩分）補給の適切な指示 等

すべての職員が応急手当を理解しておく（誰もが第一発見者の可能性有り）



参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2014」（一部改変）

危機管理マニュアル（校内マラソン大会版）【中学校の例】

〇〇〇中学校

事故災害発生

重大な事故の場合
・事故対応の記録
・窓口の一本化

1 緊急対応 通報による場合

本部（職員室・校長・事務長）

TEL × × - × × × ×

総務 〇〇教頭 000 - 0000 - 0000

体育主任〇〇教諭 -- 000 - 0000 - 0000

*個人連絡先 取扱注意

2 緊急性のない軽微なけがや体調不良の場合

体育主任〇〇教諭 000 - 0000 - 0000

養護教諭 〇〇 --- 000 - 0000 - 0000

救護車 〇〇 --- 000 - 0000 - 0000

安全確認ポイント

A 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

B 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

C 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

D 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

E 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

F 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

G 〇〇 ----- 000 - 0000 - 0000

移送

管理職（関係者）に連絡

救急処置（養護教諭）

学校医・医療機関等に連絡

○ 救急車の手配

- ・意識不明・出血多量
- ・頭部・腹部打撲
- ・顔面蒼白、顔面・目・歯の負傷・骨折等には注意

○ 動かさない

外見や外傷だけで安易な判断をくださない。

学校医〇〇医院(〇〇〇)

TEL - -

〇〇赤十字病院

TEL - -

〇〇〇総合病院

TEL - -

〇〇〇病院

TEL - -

保護者に連絡

1 負傷の状態、状況について話す

2 救急処置のことを伝える

3 事前に搬送先医療機関の了解を得る（事後の場合も必ず）

4 医療機関へ来て頂くことについて依頼する（保険証の持参等）

5 家庭に保護者不在の場合は勤務先へ連絡

現場の確認

1 いつ

2 どこで

3 誰が

4 どうして

5 何が原因でどのような状態になり

6 どの部分をなにで

7 どうなったか

教育委員会へ連絡

1 日時

2 学校名

3 氏名

4 学年

5 保護者名

6 住所・電話

7 事故の概要（症状等）

8 対応・処置状況

付き添い

1 救急車

2 タクシー

医療機関治療

○日本スポーツ振興センターの制度について説明

- ・不明な部分は〇〇〇〇課に問い合わせる。
- ・申請の対象は窓口支払い額、1500円以上が該当。
- ・こども医療費助成制度との併用不可。
- ・校内災害報告書を作成し、学校長の許可後、申請を行う。（給付金支給まで2～3か月要す。）

○学校長の適用許可後「医療等の状況」用紙を渡す。

日本スポーツ振興センター申請書類を作成「災害報告書」

事故発生の現場で、その場に居合わせた者の立ち会いのもとに具体的に聴取確認する。

保護者不在の場合
診察後、管理職からも状況を十分説明し、了解を得る。

全職員に事故発生から現在までの状況を報告し、再発防止を周知徹底する。

保護者と共に医師の診断結果を聴取し指示を受ける。

1 学校に戻る。
2 自宅へ送り届ける。
3 入院させる。

帰宅後、関係者に連絡、報告する。

事後措置

- ・「事故報告書」を作成し提出する。
- ※必要な場合（重傷等）は、その後の経過（症状・保護者の様子等）について教育委員会に連絡する。